

## ■短期集中リハビリテーション加算

- ① 退院(所)後に認定が行われた場合の起算点は認定日となる。逆の場合は、退院(所)日が起算点となる。
- ② 短期集中リハビリテーションを実施していなくても、リハビリテーションマネジメント加算の算定要件を満たしていれば、リハビリテーションマネジメント加算の算定は可能。
- ③ 短期集中リハビリテーション加算の退院(所)日は、短期入所生活介護(療養介護)からの退院(所)は含まれない。
- ④ 1週につきおおむね2日以上、1回当たり20分以上、1日あたり40分以上の個別にリハビリテーションを実施。
- ⑤ 利用者の状態に応じて、基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能の回復を目的とした、集中的なリハビリテーションを個別に実施。

## ■リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)

(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可。

## ■栄養改善加算の基準と対象

- ① 管理栄養士を1名以上配置。
- ② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成。
- ③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録。
- ④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価。
- ⑤ 人員欠如がない。
- ⑥ 対象者は、
  - ア BMIが18.5未満の者、
  - イ 基本チェックリストNo.11の項目「1」該当者、
  - ウ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下の者、
  - エ 食事摂取量が不良(75%以下)の者、
  - オ 基本チェックリストの所定項目該当者等

## ■口腔機能向上加算の基準と対象など

- ① 言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置。
- ② 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成。
- ③ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師もしくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士もし